

平成24年度 第1回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成24年8月24日(金)					開会	午前 9時30分		閉会	午前10時50分	
会議場所	市長公室		出席者数		委員定数14名中 出席者13名						
出席者	委員	1号	会長	木内 芳弘		2号	委員	瀬戸口 幸子			
			委員	谷澤 誠			職務代理	吉野 欽三			
			委員	柳田 政男			委員	篠田 剛			
			委員	千種 秀信			委員	梶 兼三			
		3号	委員	栗原 昭		委員	大澤 一				
			委員	中澤 佳珠代		委員	上川 勇治				
						委員	小森 和雄				
	臨時委員	なし		参考人	なし						
	幹事	新井 健司									
	庶務担当課職員及び説明担当員等	(庶務担当課職員) 齊藤まちづくり推進課長、井上市街地整備担当課長、平澤まちづくり推進課副課長、齊藤主査、田之上主事									
欠席委員	田中正 仲										
議長	木内 芳弘		担当書記	田之上 侑司							

会 議 事 項

1 開 会 新井 幹事

2 会長あいさつ 木内 会長

富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。

委員の出席状況報告。委員14名中13名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。

富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。

3 会議録署名委員の選出

富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員として柳田委員と篠田委員を指名。

また、本会議が原則公開であることが会長より述べられ、今回は非公開とする案件「なし」で了承。

4 議 事

(1) 事前説明

①富士見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
(県決定)

担当から別添資料により概要について説明。

質疑については、以下のとおり。

会 議 事 項

質疑応答

委員：資料4について、①2ページ本文、「駅前交通広場」から「駅前広場」に修正した理由は。②4ページ表欄、地区名の「など」は、どの地区を示しているのか。③6ページ本文、「良質な住宅を建設することを支援する。」の具体的な施策はどのようなものか。

担当：①文言整理による修正となっていることであり、単なる交通広場と駅前にある広場を駅前広場と称している。②代表的な地区名が表記されているものであり、「など」は、その他の地区を示している。③住宅改修費の補助や助成諸制度などのお知らせ、斡旋などを行っている。

委員：新たな基準年度が平成17年度と古いものとなっているが。

担当：基準年度は、国勢調査や都市計画基礎調査などの結果が基準となり、現時点における最新確定値が平成17年度であることからこの表記となっている。

委員：都市計画における基準も5年周期で定められるものが多く、国勢調査資料整理期間を要していることからこのような状況となっている。

委員：都市計画道路や下水道普及率など、基準年度以降の最新整備状況を確認させてほしい。

担当：富士見市の整備状況など可能な範囲で後日提供したい。

委員：資料4の16ページ表欄、「緑化に努める。」の具体的な施策はどのようなものか。

担当：地区計画、緑化協定などの制度活用のほか、生け垣設置奨励事業補助による緑化の誘導を行っている。

委員：方針は、富士見市の地域性や特徴の記載が乏しいと感じる。当初の方針を策定したプロセスはどのようなものだったのか。

担当：埼玉県が定める方針であることから、基本的な記載内容を県が示したうえで、関連市町の地域性を加え作成したものとなっている。なお、本市は複合都市計画区域（2市1町の構成）であり、他市町と調整し記載内容を決定している。

委員：本方針は、県・市総合振興計画などの上位計画と整合を図り作成されており、

会 議 事 項

このような表記となっている。今回の変更は、三芳町富士塚地区の市街化区域への編入に伴う見直しであることから大幅な変更はできないが、ご指摘の部分については次回の見直しに関する要望事項として県・市に投げかけて参りたい。

委員：災害に対する方針の記載も必要ではないか。提案として発言させていただく。

委員：都市計画の観点から記載できるようになればよいと思う。

委員：公聴会は中止とあるが、関係地権者からの申し出はなかったのか。また、意向調査の結果はどうだったのか。

担当：公聴会及び公述申し出については、2市1町において広報紙などにより周知を行ったが申し出はなかったため中止となった。また、意向調査などについては、三芳町が土地区画整理事業についての意向調査を行い、関係地権者との合意形成が図れたため、本方針の変更と同時に土地区画整理事業の都市計画決定が予定されている。

委員：土地区画整理事業の施行者は。

担当：組合施行と伺っている。

委員：資料4の17ページ表欄、諏訪の森が「緑地保全地区」から「特別緑地保全地区」に変更された理由は。

担当：都市緑地法の改正によるもので、いわゆる文言整理である。

委員：資料4の9ページ表欄、平成12年度と平成17年度の道路整備水準が変更されていないが、5年間で整備が完了した道路延長はないということか。また、20年後の目標も変更されていないが。

担当：平成12年度から平成17年度の5年間で、約1.5キロメートルの道路整備が行われているが、道路整備水準は、1平方キロメートルあたりの整備延長で表記されている。また、道路整備水準は小数点第1位表記のため、整備延長は増えているが数値として反映されていない。なお、将来整備水準についても同様のことから変更されていない。

以上の質疑を経て、事前説明を終了した。

会 議 事 項

6 閉 会 新井 幹事